



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

国営施設機能保全総合対策事業

菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名		国営施設機能保全総合対策事業				
業務名		菊池台地区緊急防災等工事計画書作成その他業務				
業務別業務名:菊池台地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
S02115	*** S単一 1号 ***					
	主任技師					
	主任技師		人	70,900		歩A・単A
S02115	*** S単一 2号 ***					
	技師 (A)					
	技師 (A)		人	62,600		歩A・単A
S02115	*** S単一 3号 ***					
	技師 (B)					
	技師 (B)		人	49,300		歩A・単A
S63003	*** S単一 4号 ***					
	1. 準備作業					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,3.00人,0.00人		式	422,200		歩A・単A
S63003	*** S単一 5号 ***					
	3. 資料の検討					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,1.00人,2.00人,2.00人,2.00人		式	390,500		歩A・単A
S63003	*** S単一 6号 ***					
	4.受益面積の集計					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,2.50人,4.50人,7.00人,9.50人,4.50人		式	1,372,950		歩A・単A
S63003	*** S単一 7号 ***					
	5.1)通信回線提供エリア接続状況の確認及び更新箇所					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,1.00人,2.00人,2.00人,0.00人		式	317,100		歩A・単A
S63003	*** S単一 8号 ***					
	5.2)通信回線の検討					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,3.00人,3.00人,4.00人,4.00人,0.00人		式	767,700		歩A・単A
S63003	*** S単一 9号 ***					
	6.1)概算工事費等の検討					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,5.00人,6.00人		式	727,400		歩A・単A
S63003	*** S単一 10号 ***					
	6.2)最適な通信回線案の検討					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,4.00人,4.00人,5.00人		式	746,800		歩A・単A
S63003	*** S単一 11号 ***					
	6.3)数量計算					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,1.50人,2.00人,3.00人,2.00人		式	464,300		歩A・単A
S63003	*** S単一 12号 ***					
	6.4)施工図					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,4.00人,6.00人		式	684,900		歩A・単A
S63003	*** S単一 13号 ***					
	6. 5)特別仕様書(案)の作成					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,4.00人,4.00人,4.00人		式	710,100		歩A・単A
S63003	*** S単一 14号 ***					
	7. 環境配慮基本方針(案)作成					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,4.00人,3.00人		式	574,800		歩A・単A
S63003	*** S単一 15号 ***					
	8. 1)総費用の算定					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,4.00人,3.00人		式	574,800		歩A・単A
S63003	*** S単一 16号 ***					
	8.2)便益の算定					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,2.00人,3.00人,5.00人,6.00人,8.00人		式	1,124,700		歩A・単A
S63003	*** S単一 17号 ***					
	8.3)総費用総便益比の算定					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,0.50人,1.00人,2.00人,2.00人,2.00人		式	355,050		歩A・単A
S63003	*** S単一 18号 ***					
	9. 緊急防災等工事計画書(案)の作成					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,2.00人,8.00人,10.00人,14.00人,12.00人		式	2,171,000		歩A・単A
S63003	*** S単一 19号 ***					
	10. 点検取りまとめ					
	設計労務(直接人件費内業)					
	0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,3.00人,5.00人,4.00人		式	703,300		歩A・単A
S63007	*** S単一 20号 ***					
	2. 現地調査					
	設計労務(直接人件費外業)					
	0.00人,0.00人,4.00人,4.00人,4.00人,0.00人,0.00人		式	731,200		歩A・単A
S63010	*** S単一 21号 ***					
	打合せ(設計業務基準日額)					
	打合せ(設計業務基準日額)					
	一般工種・着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.2日		回	93,450		歩A・単A
S63010	*** S単一 22号 ***					
	打合せ(設計業務基準日額)					

[illegible]

事業名 国営施設機能保全総合対策事業						
業務名 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
業務別業務名:菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S02115	主任技師		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード: R04003 2)労務単価算定区分:基(C)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1,000	人	70,900	70,900	
	合 計				70,900	算出数量 1,000 人
	単 価				70,900	
	*** S単一 2号 ***					
S02115	技師 (A)		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師 (A)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード: R04004 2)労務単価算定区分:基(C)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04004	技師 (A)	1,000	人	62,600	62,600	
	合 計				62,600	算出数量 1,000 人
	単 価				62,600	
	*** S単一 3号 ***					
S02115	技師 (B)		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師 (B)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード: R04005 2)労務単価算定区分:基(C)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04005	技師 (B)	1,000	人	49,300	49,300	
	合 計				49,300	算出数量 1,000 人
	単 価				49,300	
	*** S単一 4号 ***					
S63003	1. 準備作業		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,3.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:2.00人 5)技師B的人数:2.00人 6)技師C的人数:3.00人 7)技術員的人数:0.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1,000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2,000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	2,000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	3,000	人	42,500	127,500	
	合 計				422,200	算出数量 1,000 式
	単 価		式		422,200	
	*** S単一 5号 ***					
S63003	3. 資料の検討		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,1.00人,2.00人,2.00人,2.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:1.00人 5)技師B的人数:2.00人 6)技師C的人数:2.00人 7)技術員的人数:2.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1,000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	1,000	人	62,600	62,600	
R04005	技師 (B)	2,000	人	49,300	98,600	

事業名 国営施設機能保全総合対策事業						
業務名 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
業務別業務名: 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
R04006	技師 (C)	2.000	人	42,500	85,000	
R04007	技術員	2.000	人	36,700	73,400	
	合 計				390,500	算出数量 1.000 式
	単 価		式		390,500	
	*** S単一 6号 ***					
S63003	4.受益面積の集計		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,2.50人,4.50人,7.00人,9.50人,4.50人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長の人数:0.00人 3)主任技師の人数:2.50人 4)技師Aの人数:4.50人 5)技師Bの人数:7.00人 6)技師Cの人数:9.50人 7)技術員の人数:4.50人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師	2.500	人	70,900	177,250	
R04004	技師 (A)	4.500	人	62,600	281,700	
R04005	技師 (B)	7.000	人	49,300	345,100	
R04006	技師 (C)	9.500	人	42,500	403,750	
R04007	技術員	4.500	人	36,700	165,150	
	合 計				1,372,950	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,372,950	
	*** S単一 7号 ***					
S63003	5.1)通信回線提供エリア接続状況の確認及び更新箇所		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,1.00人,2.00人,2.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長の人数:0.00人 3)主任技師の人数:1.00人 4)技師Aの人数:1.00人 5)技師Bの人数:2.00人 6)技師Cの人数:2.00人 7)技術員の人数:0.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	1.000	人	62,600	62,600	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	2.000	人	42,500	85,000	
	合 計				317,100	算出数量 1.000 式
	単 価		式		317,100	
	*** S単一 8号 ***					
S63003	5.2)通信回線の検討		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,3.00人,3.00人,4.00人,4.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長の人数:0.00人 3)主任技師の人数:3.00人 4)技師Aの人数:3.00人 5)技師Bの人数:4.00人 6)技師Cの人数:4.00人 7)技術員の人数:0.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師	3.000	人	70,900	212,700	
R04004	技師 (A)	3.000	人	62,600	187,800	
R04005	技師 (B)	4.000	人	49,300	197,200	
R04006	技師 (C)	4.000	人	42,500	170,000	
	合 計				767,700	算出数量 1.000 式
	単 価		式		767,700	
	*** S単一 9号 ***					
S63003	6.1)概算工事費等の検討		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,5.00人,6.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長の人数:0.00人 3)主任技師の人数:1.00人 4)技師Aの人数:2.00人 5)技師Bの人数:2.00人 6)技師Cの人数:5.00人 7)技術員の人数:6.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

事業名 国営施設機能保全総合対策事業						
業務名 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
業務別業務名:菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	5.000	人	42,500	212,500	
R04007	技術員	6.000	人	36,700	220,200	
	合 計				727,400	算出数量 1.000 式
	単 価		式		727,400	
	*** S単一 10号 ***					
S63003	6.2)最適な通信回線案の検討		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,4.00人,4.00人,5.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:2.00人 5)技師B的人数:4.00人 6)技師C的人数:4.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:5.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	4.000	人	49,300	197,200	
R04006	技師 (C)	4.000	人	42,500	170,000	
R04007	技術員	5.000	人	36,700	183,500	
	合 計				746,800	算出数量 1.000 式
	単 価		式		746,800	
	*** S単一 11号 ***					
S63003	6.3)数量計算		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,1.50人,2.00人,3.00人,2.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:1.50人 5)技師B的人数:2.00人 6)技師C的人数:3.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:2.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	1.500	人	62,600	93,900	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	3.000	人	42,500	127,500	
R04007	技術員	2.000	人	36,700	73,400	
	合 計				464,300	算出数量 1.000 式
	単 価		式		464,300	
	*** S単一 12号 ***					
S63003	6.4)施工図		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,4.00人,6.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:2.00人 5)技師B的人数:2.00人 6)技師C的人数:4.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:6.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	4.000	人	42,500	170,000	
R04007	技術員	6.000	人	36,700	220,200	
	合 計				684,900	算出数量 1.000 式
	単 価		式		684,900	

事業名 国営施設機能保全総合対策事業						
業務名 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
業務別業務名:菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 13号 ***					
S63003	6. 5)特別仕様書(案)の作成		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,4.00人,4.00人,4.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:2.00人 5)技師B的人数:4.00人 6)技師C的人数:4.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:4.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師(A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師(B)	4.000	人	49,300	197,200	
R04006	技師(C)	4.000	人	42,500	170,000	
R04007	技術員	4.000	人	36,700	146,800	
	合 計				710,100	算出数量 1.000 式
	単 価		式		710,100	
	*** S単一 14号 ***					
S63003	7. 環境配慮基本方針(案)作成		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,4.00人,3.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:2.00人 5)技師B的人数:2.00人 6)技師C的人数:4.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:3.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師(A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師(B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師(C)	4.000	人	42,500	170,000	
R04007	技術員	3.000	人	36,700	110,100	
	合 計				574,800	算出数量 1.000 式
	単 価		式		574,800	
	*** S単一 15号 ***					
S63003	8. 1)総費用の算定		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,2.00人,4.00人,3.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:1.00人 4)技師A的人数:2.00人 5)技師B的人数:2.00人 6)技師C的人数:4.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:3.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師(A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師(B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師(C)	4.000	人	42,500	170,000	
R04007	技術員	3.000	人	36,700	110,100	
	合 計				574,800	算出数量 1.000 式
	単 価		式		574,800	
	*** S単一 16号 ***					
S63003	8.2)便益の算定		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,2.00人,3.00人,5.00人,6.00人,8.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師的人数:2.00人 4)技師A的人数:3.00人 5)技師B的人数:5.00人 6)技師C的人数:6.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員的人数:8.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	2.000	人	70,900	141,800	
R04004	技師(A)	3.000	人	62,600	187,800	

事業名 国営施設機能保全総合対策事業						
業務名 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
業務別業務名:菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
R04005	技師 (B)	5.000	人	49,300	246,500	
R04006	技師 (C)	6.000	人	42,500	255,000	
R04007	技術員	8.000	人	36,700	293,600	
	合 計				1,124,700	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,124,700	
	*** S単一 17号 ***					
S63003	8.3)総費用総便益比の算定		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,0.50人,1.00人,2.00人,2.00人,2.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師の人数:0.50人 4)技師Aの人数:1.00人 5)技師Bの人数:2.00人 6)技師Cの人数:2.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員の人数:2.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	0.500	人	70,900	35,450	
R04004	技師 (A)	1.000	人	62,600	62,600	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	2.000	人	42,500	85,000	
R04007	技術員	2.000	人	36,700	73,400	
	合 計				355,050	算出数量 1.000 式
	単 価		式		355,050	
	*** S単一 18号 ***					
S63003	9. 緊急防災等工事計画書 (案) の作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,2.00人,8.00人,10.00人,14.00人,12.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師の人数:2.00人 4)技師Aの人数:8.00人 5)技師Bの人数:10.00人 6)技師Cの人数:14.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員の人数:12.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	2.000	人	70,900	141,800	
R04004	技師 (A)	8.000	人	62,600	500,800	
R04005	技師 (B)	10.000	人	49,300	493,000	
R04006	技師 (C)	14.000	人	42,500	595,000	
R04007	技術員	12.000	人	36,700	440,400	
	合 計				2,171,000	算出数量 1.000 式
	単 価		式		2,171,000	
	*** S単一 19号 ***					
S63003	10. 点検取りまとめ		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,3.00人,5.00人,4.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長的人数:0.00人 3)主任技師の人数:1.00人 4)技師Aの人数:2.00人 5)技師Bの人数:3.00人 6)技師Cの人数:5.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員の人数:4.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	3.000	人	49,300	147,900	
R04006	技師 (C)	5.000	人	42,500	212,500	
R04007	技術員	4.000	人	36,700	146,800	
	合 計				703,300	算出数量 1.000 式
	単 価		式		703,300	
	*** S単一 20号 ***					
S63007	2. 現地調査		式		1.000 式	歩A 当たり算出

事業名 国営施設機能保全総合対策事業						
業務名 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
業務別業務名:菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	設計労務(直接人件費外業) 0.00人,0.00人,4.00人,4.00人,4.00人,0.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数:0.00人 2)技師長の人数:0.00人 3)主任技師の人数:4.00人 4)技師Aの人数:4.00人 5)技師Bの人数:4.00人 6)技師Cの人数:0.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)技術員の数:0.00人			深夜時間:0.0		
R04003	主任技師 外業	4.000	人	70,900	283,600	
R04004	技師 (A) 外業	4.000	人	62,600	250,400	
R04005	技師 (B) 外業	4.000	人	49,300	197,200	
	合 計				731,200	算出数量 1.000 式
	単 価		式		731,200	
	*** S単一 21号 ***					
S63010	打合せ(設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種:一般工種 2)打合せ:着手前・最終 3)設計用主任技師人数:1.00人 4)設計用技師(A)人数:1.00人 5)設計用技師(B)人数:0.00人 6)設計用技師(C)人数:0.00人			深夜時間:0.0		
	7)打合せ日数:0.500日 8)往復移動日数:0.200日					
R04003	主任技師	0.700	人	70,900	49,630	
R04004	技師 (A)	0.700	人	62,600	43,820	
	合 計				93,450	算出数量 1.000 回
	単 価		回		93,450	
	*** S単一 22号 ***					
S63010	打合せ(設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種:一般工種 2)打合せ:中間 3)設計用主任技師人数:0.00人 4)設計用技師(A)人数:1.00人 5)設計用技師(B)人数:1.00人 6)設計用技師(C)人数:0.00人			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	7)打合せ日数:0.500日 8)往復移動日数:0.200日			深夜時間:0.0		
R04004	技師 (A)	0.700	人	62,600	43,820	
R04005	技師 (B)	0.700	人	49,300	34,510	
	合 計				78,330	算出数量 1.000 回
	単 価		回		78,330	
	*** S単一 23号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1,A-4,500,8cm,0			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)報告書部数(部):1.000 2)規格区分:A-4 3)枚数区分(枚):500 4)厚さ区分:8cm 5)CD-R枚数(枚):0.000			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
P43422	報告書焼付代(コピー) A-4以下 500枚	1.000	部	6,750	6,750	
P43543	簡易加除式ファイル A4縦型幅8cm(チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	786	786	
P43602	CD-R CD-R(記録面色素フタロシアニン)700MB	0.000	枚	47	0	
	合 計				7,536	算出数量 1.000 式
	単 価		式		7,536	
	*** S単一 24号 ***					
S63031	《打合せ(設計旅費・交通費)》		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	《打合せ(設計旅費・交通費)》 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,通勤により打合せ,一般交通機関,0日,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種:一般工種・解析等調査業務 2)打合せ内容:着手前・最終 3)主任技師配置人員:1人 4)技師A配置人員:1人 5)技師B配置人員:0人 6)技師C配置人員:0人			深夜時間:0.0		
	7)宿泊区分:通勤により打合せ 8)交通機関区分:一般交通機関 9)高速道路往復料金(税別):0円 10)鉄道往復1人当料金(税別):1,800円 11)バス往復1人当料金(税別):0円					

[illegible]

令和 8 年度 国営施設機能保全総合対策事業
菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務

特別仕様書
(当初)

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度国営施設機能保全総合対策事業菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営菊池台地農業水利事業で造成された水管理施設については、経年変化による老朽化のほか、通信回線サービス終了※に伴い対応必要な部分を更新するため現況施設の状況を調査し、受益面積調査、経済 効果の算定等の取りまとめを行い、緊急防災等工事計画書(案)の作成等を行うものである。

※通信サービス終了日程 NTT 西日本 専用線(令和11年3月31日)

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする位置は、熊本県熊本市、菊池市、山鹿市、合志市、大津町地内で、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有するものとする。
- (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。
- (4) 受注者は、業務内容を把握し業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。
- (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。

(管理技術者)

第 1－7 条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木、農業－農業農村工学、農業－農村地域計画、農業－農村地域・資源計画
	電気電子	電子応用
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－
	農業土木	－

- (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量等の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は、監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び相当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する

際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用する。
なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定 (改訂) 年月
1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	農林水産省 HP 参照	平成 22 年 7 月
2	【改訂版】新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成 27 年 9 月

(設計基本条件)

第2-2条

設計作業の対象施設及び設計条件は次表のとおりである。なお、概算工事費については、業務実施年の12月中に算定するものとする。

(1) 対象施設

地区区分	施設区分	使用回線区分	施設名称	数量
菊池台地地区	水管理システム	NTT 専用線	中央管理所 (親局) 1 号ファームポンド (子局) 2 号ファームポンド (子局) うてな 2 号分岐工 (子局) 花房 3 号分岐工 (子局) 合志 4 号分岐工 (子局) 合志 3 号分岐工 (子局) 合志 2 号分岐工 (子局) 3 号ファームポンド (東邦揚水機場) (子局) 吐水槽 (子局)	10 局

(参考図書)

第2-3条

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	(一社)建設電気技術協会	平成29年3月
2	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	(一社)建設電気技術協会	令和5年版

(貸与資料等)

第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	資 料 名	数量
1	国営菊池台地土地改良事業 事業成績書及び事業誌	1式
2	菊池台地地区水管理設備工事 完成図書	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2－5条

第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2－6条

本業務実地期間に関連する業務が確認された場合は、監督職員から指示するものとし、関連業務の管理技術者と連携を密にして、お互いに協調の図られた成果としなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は「別紙1 作業項目内訳表」のとおりである。

作業項目表

作業項目	数量	備考
緊急防災等工事計画書（案）作成		
1. 準備作業	1 式	
2. 現地調査	1 式	
3. 資料の検討	1 式	
4. 受益面積調査	1 式	
5. 基本事項の検討	1 式	
6. 実施設計	1 式	
7. 環境配慮調査	1 式	
8. 経済効果の算定	1 式	
9. 緊急防災等工事計画書（案）の作成	1 式	
10. 点検・取りまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第3－2条

本業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりである。

- （1）設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- （2）電算機を使用する場合には、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （3）第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （4）施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- （5）当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- （6）数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
- （7）総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。
- （8）作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- （9）本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設けるので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農林水産省 Web サイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者及びに事務所長、次長、担当課長、主任 監督員（主催）及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については、変更する場合がある。

・設計条件、前提条件、・業務計画の妥当性、・スケジュール、・その他

（2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

2. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「エ事の施工効率向上対策」（農水省 Web サイト）による工事円滑化会議及び設計変更 確認会議を開催することとしており、同会議への出席要請があった場合は、これに応じるものとする。

3. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要

はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(現地調査完了段階)

第3回 中間打合せ(施設計画(案)策定前の段階)

第4回 中間打合せ(事業計画(案)策定前の段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せ方法については、対面方式からWeb方式に変更する場合がある。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部

(2) 成果物の出力(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1部

(開示用成果物の作成及び提出)

第5-2条

第5-1条に記載している成果物(PDF ファイル)を元に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、PDF 加工編集ソフトを用いて被覆等の措置を行い、データ上で該当箇所を確認できるよう加工した成果物を開示用

成果物として別途提出しなければならない。

開示用成果物の電子媒体（CD-R 等） 1 部

（図面ファイルの形式）

第 5－3 条

成果図面の電子ファイルについては、前条で定めている形式のほか、al-Ni1 CAD で編集可能なデータを提出しなければならない。

（成果物の提出先）

第 5－4 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口 891-20

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第 2－2 条に示す「設計基本条件」に変更が生じた場合
- （2）第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （3）第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4）第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）関係機関等対外協議等により業務計画に変更が生じた場合
- （7）その他

（業務スライドの試行）

第 6－2 条

- 1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3）発注者又は受注者は、2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整

わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 5) 2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2) ～5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7) 6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8) 4) 及び7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1) に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 作業項目内訳表
緊急防災等工事計画書（案）作成

作業項目		作業内容	数量	備考
1. 準備作業		本業務を実施するにあたり、必要な現地調査、貸与資料の内容の把握及びその他必要な資料の収集を行う。	1 式	
2. 現地調査		対象施設の中央管理所と各子局(孫局含む)のデータ通信回線の設置状況及び仕様事項等の確認に必要な現地の状況調査を行う。	1 式	
3. 資料の検討		対象施設の機器設置条件、既設機器の状況及び仕様事項等並びに現地調査資料、貸与資料等各種資料の取りまとめを行う。	1 式	
4. 受益面積調査				
1) 受益面積の集計	発注者より貸与する土地改良区維持管理計画書に記載された受益面積から、関係土地改良区で把握された転用等により受益から除外された面積を整理し、受益面積の集計(市町村別、地目別等)を行う。		1 式	(表欄外) ※参考受益面積と関係機関参照。
5. 基本事項の検討				
1) 通信回線提供エリア接続状況の確認及び更新箇所抽出	2. 現地調査及び3. 資料の検討を踏まえ、通信事業者の通信サービス終了に係る施設ごとに、他通信回線提供状況の確認及び更新箇所の抽出を行い、確認した結果を整理する。		1 式	
2) 通信回線の検討	5. 基本事項の検討 1) 通信回線提供エリア(接続状況)の確認及び更新箇所の抽出結果を踏まえ、利用可能な通信回線の適用等の比較検討を行い、使用する通信回線計画について複数提示し、各項目(通信容量、セキュリティ性、安定性、保守性、継続性、通信回線使用料、更新後のランニングコスト(維持管理費)等)について、比較検討を行い整理する。		1 式	
6. 実施設計				
1) 概算工事費等の検討	通信可能な複数の回線について、それぞれ更新機器リスト、機器仕様を作成し、数量表、機器費、工事費(既設施設改造及び機器等の改修を含む)、工期をを算定し、積算資料を作成し概算工事費を算出する。		1 式	
2) 最適な通信回線案の検討	6. 実施設計 1) 概算工事費等の検討結果を踏まえ、システムの使用回線として長期間運用が可能で、最適な機能を持ち、経済的な通信回線の最終案を決定し、システム構成図、機器仕様等、工事発注に必要な資料作成する。		1 式	
3) 数量計算	6. 実施設計 2) 最適な通信回線案の検討にて整理された内容を基に対象機器等の数量を計算する。		1 式	
4) 施工図	6. 実施設計 2) 最適な通信回線案の検討にて整理された内容を基に、施工図(計画一般図、現況システム構成図、更新システム構成図、標準機器図、ほか必要な図面)を作成する。		1 式	
5) 特別仕様書(案)の作成	工事実施に必要な特別仕様書(案)を作成する。		1 式	
7. 環境配慮調査				
1) 環境配慮基本方針(案)作成	関係市町の環境情報等の文献や既存資料を踏まえて環境情報図を作成し、環境配慮基本方針(案)を作成する。		1 式	
8. 経済効果の算定				
1) 総費用の算定	水管理施設整備に係る費用対効果分析手法により、6. 実施設計 2) 最適な通信回線案の検討にて整理された内容を基に評価期間における費用算定を行う。		1 式	「水管理施設整備に係る効果算定の解説」(令和3年4月5日)を基に、水管理施設を単独で整備する場合の費用対効果算定を行う。
2) 便益の算定	水管理施設整備に係る費用対効果分析手法により、事業構想等を基に便益の算定を行う。 効果項目は以下を想定している。 水管理労力節減効果、維持管理費節減効果		1 式	
3) 総費用総便益比の算定	新たな土地改良の効果算定マニュアル及び上記8-1)、2)の結果を踏まえ、総費用総便益比の算定を行う。		1 式	
9. 緊急防災等工事計画書(案)の作成		緊急防災等工事計画書(案)の作成については、別紙2の「土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要領」(平成30年3月30日付け29農振第2307号農村振興局長通知(令和7年4月1日最終改正))の別記様式第2-2号(別紙)に基づき、緊急防災等工事計画書(案)、添付図面及び補足説明資料を作成する。	1 式	添付図面は現況平面図、計画平面図、主要構造図、ほか必要な図面と図面目録を作成。 現況平面図、計画平面図の受益地は、発注者より貸与するGISデータ(shapeファイル)により作図する。
10. 点検・取りまとめ		上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

※本地域の受益面積. 約4,682ha
関係土地改良区：菊池台地土地改良区
関係市町：熊本市、菊池市、山鹿市、合志市、大津町

土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要領

平成30年 3 月30日付け29農振第2307号

令和 4 年10月14日付け 4 農振第1743号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第2439号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長



殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

本事業の実施については、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成30年 3 月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 適用除外

- 1 要綱第 3 の 1 の（2）の「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの」とは、竣工検査等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて手直し又は補強工事が命じられた箇所、当該工事が未完了である施設に生じた突発事故をいう。
- 2 要綱第 3 の 1 の（3）の「甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - （1）柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた突発事故
 - （2）水門、樋門等河川に設けられた施設の操作とその他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた突発事故
 - （3）堤防における耕作等により当該堤防に生じた突発事故
 - （4）本事業の要件に該当しないことを理由として本事業の対象とされなかった箇所につき、当該施設の復旧に着手する以前に生じた新たな突発事故で、次に掲げるもの以外のもの
 - ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに発生した突発事故

イ 当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき突発事故
被害が生じたと明らかに想定される程度の突発事故

(5) その他前各号に掲げるものに類する突発事故

3 要綱第3の1の(5)の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲
げる工事をいう。

(1) 石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの
工事

(2) 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石
積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は
間詰めのみ工事

(3) 隧道の巻立コンクリートの軽微な亀裂の修繕のみの工事

(4) 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の
補充のみの工事

(5) 少量の捨石の補充のみの工事

(6) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する
床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響
のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又
は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下を
いう。

(7) 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防につ
いて「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施
行する必要がない場合をいう。

(8) 橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事

(9) そだ、雑石程度の井堰に係る工事

(10) その他前各号に掲げるものに類する工事

第3 事業内容

要綱第4の1の(3)の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政
局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣
府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当
するものとする。

1 突発事故により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命又は財産に重
大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事

2 突発事故の発生箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命又は財
産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事

3 かんがい期間中に用水路又は頭首工に突発事故が生じた場合に通水のため

緊急に施行する必要がある応急仮工事

- 4 特に重要な農道又は橋梁に突発事故が生じ、農産物の生産、搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きい、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な回路がないため緊急に施行する必要がある仮道又は仮橋工事

第4 実施要件

- 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - (1)有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧又は事故の防止
 - (2)車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧又は事故の防止
 - (3)溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧又は事故の防止
 - (4)森林植生のみに係る復旧又は事故の防止
 - (5)小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧又は事故の防止
- 2 要綱第5の2の（1）のイの（イ）及び（2）のイの（イ）の「高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの」とは、施設の造成又は管理に当たり有識者委員会等において検討を行うなど高度な技術的評価を必要とした施設及びこれと同条件の施設であって、地方農政局長等が認めるものをいう。
- 3 要綱第5の2の（1）のウ及び（2）のウの「農村振興局長が別に定める要件」とは、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつては、この限りではない。
 - (1)維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。なお、維持管理事業計画等とは、次に掲げる計画等のいずれかに該当するものとする。
 - ア 法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理事業を行おうとする場合において定める法第48条第1項、第87条、第87条の2及び第96条の2に規定する土地改良事業計画
 - イ 法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2に規定する管理規程
 - ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条の規定により定める保安規程
 - エ 河川法（昭和39年法律第167号）第47条の規定により定める操作規程

オ 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条の規定により定める届出

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により定める条例

（2）機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。なお、機能保全計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するものとする。

ア 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画

イ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画

ウ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2運用1第1の6（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3第2において準用する場合を含む。）及び運用3第2の3の（5）に掲げる機能保全計画

オ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）要領別紙2、別紙3、別紙4及び別紙11に掲げる施設長寿命化計画

カ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別紙1及び別紙3に掲げる機能保全計画

キ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画及び施設長寿命化計画

ク 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1運用1第4の3に掲げる個別施設計画

ケ 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用4第1の2の（1）

に掲げる個別施設計画

コ 農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）別紙６の第１の２に掲げる機能保全計画

第５ 事業の実施等

- １ 要綱第６の１の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第１－１号の事故報告書とする。ただし、要綱第６の１の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の日数を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第１－１号により報告するものとする。
- ２ 要綱第６の２の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第１－２号の事故兆候報告書とする。ただし、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定に不測の日数を要する場合は、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定後速やかに別記様式第１－２号により報告するものとする。
- ３ 要綱第７の１の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第２－１号の突発事故復旧事業計画書とする。当該計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。ただし、突発事故復旧事業計画書の作成に不測の日数を要する場合は、当該計画書の作成後速やかに、当該計画書の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第２に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を当該計画書に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。
- ４ 要綱第７の２の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第２－２号の事故防止事業計画書とする。
- ５ 要綱第７の１の現地調査は、要綱第３の１の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。
- ６ 要綱第７の２の予備調査は、要綱第５の３の（２）の各号に示す事故の兆候並びに当該事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響に留意して行うものとする。
- ７ 要綱第８の３の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第３号の実施計画書及び箇所別平面図とする。また、「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

第6 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長等は、要綱第9の規定により承認を受けようとする場合には、別記様式第4号の緊急応急工事費概算調書を提出するものとする。

ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第5号の突発事故復旧事業完了調書又は事故防止事業完了調書とする。

第8 その他

- 1 この要領の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。
- 2 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、第4の3の(2)の機能保全計画等とみなすものとする。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる施設の長寿命化に関する計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてによる廃止前の国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)に掲げる長寿命化に関する計画
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）による廃止前の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

- (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長及び24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙3－1第2の7の（1）に掲げる機能保全計画
- (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の12に掲げる機能保全計画
- (8) 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について（平成25年5月15日付け府分推第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第161号警察庁長官通知・総官企第138号総務事務次官通知・25文科施第63号文部科学事務次官通知・厚生労働省発会0515第2号厚生労働事務次官通知・25農振第265号農林水産事務次官通知・20130501財地第2号経済産業事務次官通知・国官会第234号国土交通事務次官通知・環境政発第1305101号環境事務次官通知）による廃止前の地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け府地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察庁長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通知）別紙9第1の2の（7）に掲げる機能保全計画
- (9) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）の別添1－4第1の2の（7）及び（8）並びに東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）の別添1－4第1の2の（7）及び（8）に掲げる機能保全計画

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年10月14日から施行し、令和4年5月15日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第2－2号

国営事故防止事業計画書(緊急防災等工事計画書)

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

[illegible]

2 頭首工

(第2表-2)

名称			型式			河川名			位置			基本事業			備考
河川状況（セキ地点）			堤長		洪水吐		取水施設		管理	管理受託	受益	造成工期	造成	受益	
流域	計画	平均河	固定部	可動部	型式	ゲート	型式	取水量	受託者	年月日	面積		工事費	面積	
面積	高水量	床標高													
km ²	m ³ /s	ELm	m	m		皿スパン		m ³ /s			ha	年度～年度	千円	ha	
土砂吐		護床工		付帯施設											
排砂	ゲート	延長	構造												
流量															
m ³ /s	皿スパン	m													
工事を必要とする理由															

3 揚水機

(第2表-3)

名称			関係河川名			位置			管理	管理受託	受益	基本事業			備考
ポンプ						原動機	その他	受託者	年月日	面積	造成工期	造成	受益		
型式	台数	口径	揚水量	実揚程	運 転	種類	動力				の施設	工事費	面積		
		mm	m ³ /s	m ³ /s	hr/日		KW PS			ha	年度～年度	千円	ha		
工事を必要とする理由															

4 用水路

(第2表-4)

水路名	最大 通水量	延長			管理	管理受託	受益	基本事業				備考
		開渠	トンネル	計	受託者	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
	m ³ /s	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	ha	
工事を必要とする理由												

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

(第3表－1)

水路名	流域 面積	計画		排水本川			管理	管理受託	受益	基本事業			備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位	受託者	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由													

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

(第4表－1)

改修力所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
堤体			
洪水吐			
取水設備			

2 頭首工

(第4表－2)

改修力所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
取水口			
取水堰			
附帯施設			
管理施設			

3 揚水機

(第4表－3)

改修カ所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
ポンプ			
原動機			
吸水槽			

4 用水路

(第4表－4)

水路	改修工事内容		備考
	構造	数量	

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

- 1 排水水門
- 2 排水機
- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

第12章 計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事図面
- 4 図面目録

(参考)

国営事故防止事業計画書記載要領

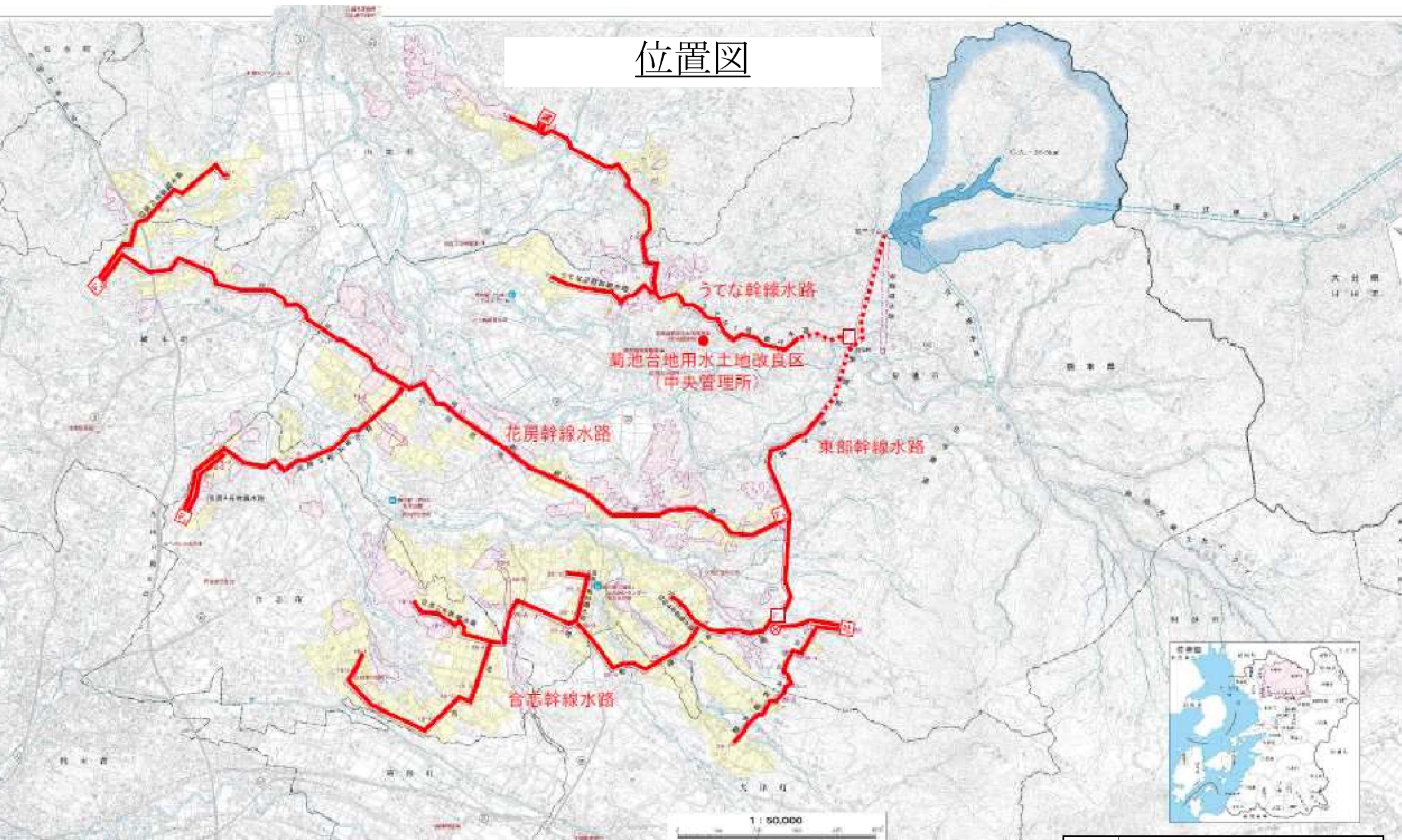
項目	表番号	記載要領		
第1章 目的	第1表	事業の目的を簡潔に記載する。		
第2章 地域及び地積		地域とは、本事業の施行に係る地域をいい、〇〇県〇〇市、〇〇郡〇〇町と全ての関係市町村名を記載する。 地積とは、本事業によって受益する土地の面積をいう。 1. 面積は、土地登記簿を原則とするが、それ以外の土地登記簿の情報を反映させていることが明確である各種公的書簿を利用して面積を求めている場合は、土地登記簿に準ずる根拠資料として取り扱うものとする。また、土地登記簿等から面積が得られないものについては、実測又は図測等で面積を計測するものとする。なお、備考欄に引用した根拠資料名、計測方法等について記載する。 2. 市町村別に区分しにくい場合は、市町村名を記載し、面積は一括してもさしつかえない。 3. 単位は1ha までとする。		
第1節 地域				
第2節 地積				
第3章 一般計画		工事の対象となる施設の概要及び工事を必要とする理由を記載する。		
第4章 対象施設の状況				
第1節 用水施設				
1 貯水池			第2表－1	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。
2 頭首工			第2表－2	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。
3 揚水機			第2表－3	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。
4 用水路	第2表－4	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。		
5 その他かんがい施設	第3表－1	様式は第2表－3に準ずる。 様式は第2表－4に準ずる。		
第2節 排水施設				
1 排水水門				
2 排水機				
3 排水路	第4表－1			
4 その他排水施設				
第3節 その他の施設				
第4節 周辺環境	第4表－1	工事計画の概要を記載する。 工事の工法、構造、数量等について記載する。		
第5章 主要工事計画				
第1節 要旨				
第2節 用水施設				
1 貯水池				

令和8年度 国営施設機能保全総合対策事業
菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務

図面目録

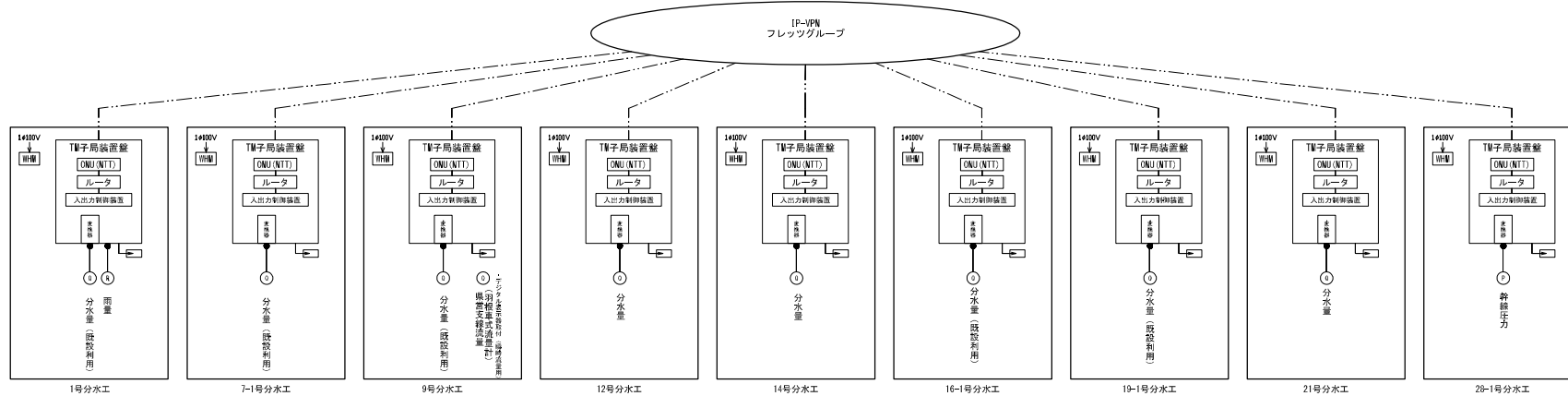
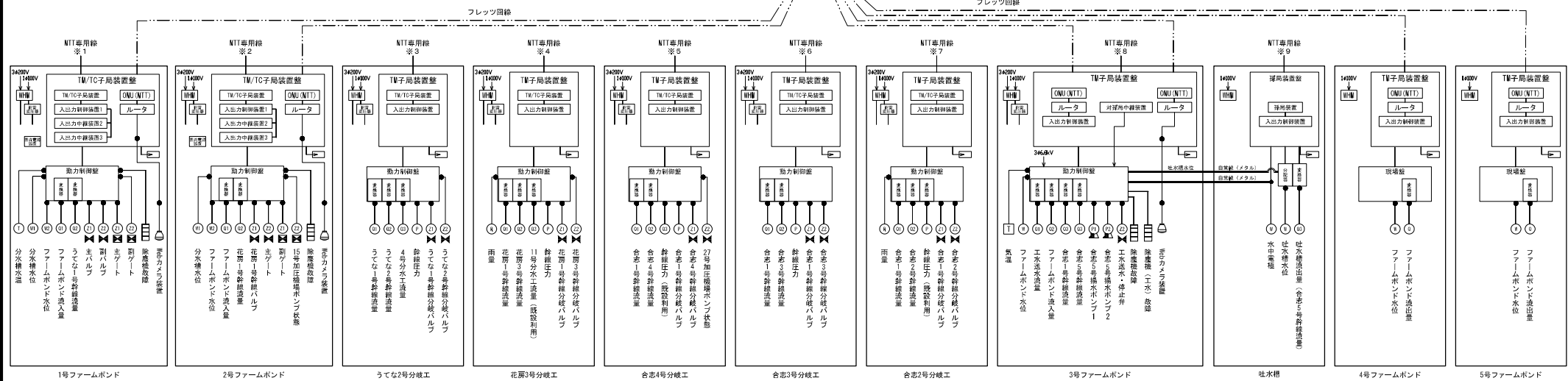
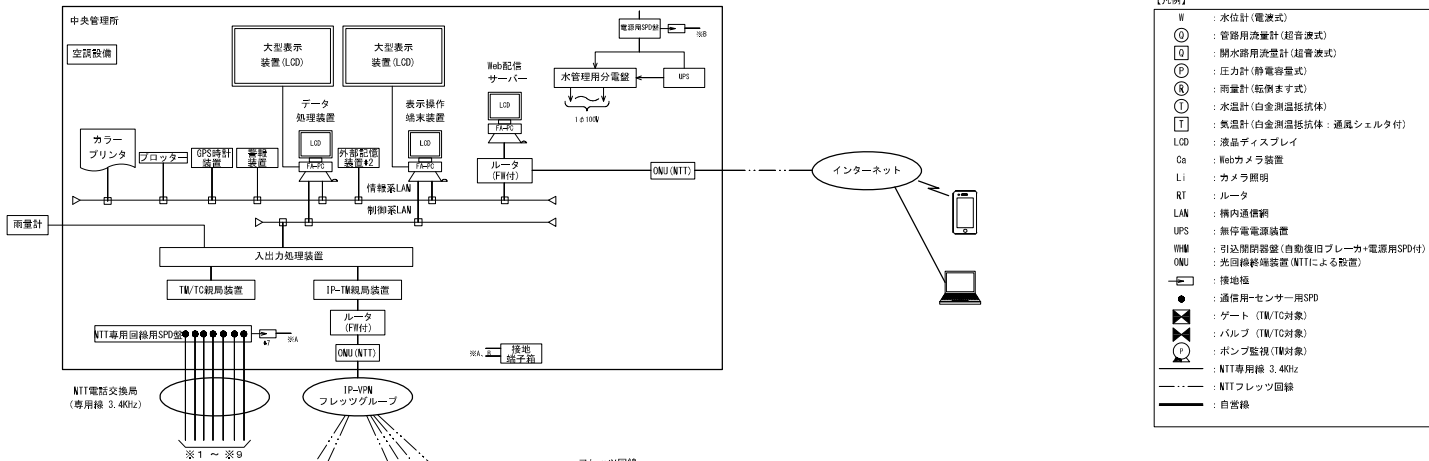
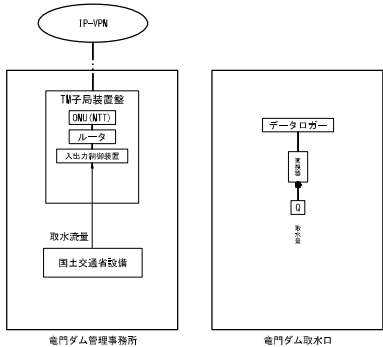
図面番号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	菊池台地地区システム構成図	1	
計		2	

位置図



業務件名	令和〇年度 国営施設機能保全総合対策事業 菊池台地地区緊急防災等工事計画書作成その他業務		
図面名称	位置図		
縮尺	Noscale	番号	1
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所			

菊池台地地区 システム構成図



業務件名	令和0年度 国司農政推進部保全総合対策事業 瀬田台地区緊急防災等工事計画 作成その他業務		
図面名称	瀬田台地区システム構成図		
縮尺	Noscale	番号	2
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所			